

## いじめ対応充実の手引き⑥



長野県教育委員会事務局教学指導課心の支援室

## いじめを見逃さない（いじめの早期発見の取組）

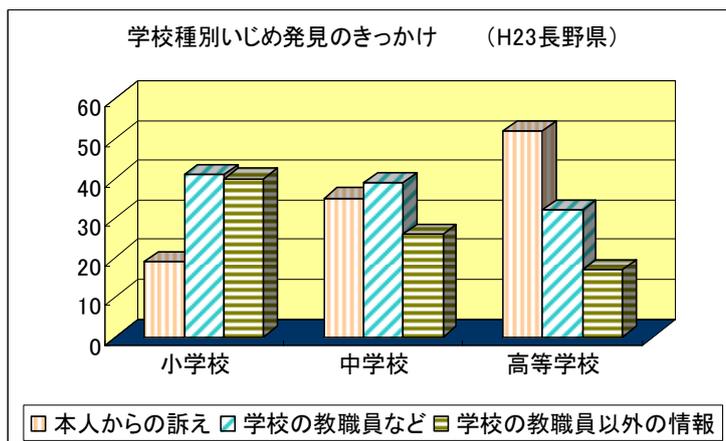
いじめの兆候にいち早く気づき、早期に対応することによって、いじめを未然に防ぐことができたり、問題を早期に解決したりすることが可能になります。大切なのは「いじめを見逃さない」という学校や教師の姿勢です。そのためには、いじめに進行する可能性のあるすべての事象について広く把握し、適切に判断し、対応することが重要です。

## 早期発見の取組再点検のポイント

「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）では、長野県内における「いじめ発見のきっかけ」は右のグラフのようになっています。

「本人からの訴え」は、高等学校では52%と半数を超えますが、小学校19%、中学校35%です。「学校の教職員などによる発見」は、3～4割にとどまっています。

また、小学校では学級担任以外の教職員（養護教諭を含む）による発見は2%のみです。各学校では、以下のような点に留意し、早期発見の取組を再点検しましょう。



## ポイント

- 小中学校においては、児童生徒が直接いじめを訴えることができるように、相談方法や窓口を周知するとともに、相談体制を整えておくことが必要である。
- 学級内に人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。担任の思い込みを避けるため、学級担任以外の学校職員がいじめを発見し、情報を共有できるような工夫や各種調査やアンケート等による実態把握も必要である。
- 学校だけでいじめの全容を把握することは困難な場合もある。そのため、保護者や地域との連携が欠かせない。

早期発見・把握のための手立て

相談方法や相談窓口の周知

学校として定期的な相談を計画的に実施するとともに、児童生徒や保護者が希望するときにはいつでも、すぐに相談できるようにしておく必要があります。

日常的に児童生徒や保護者と教師との温かな信頼関係を培うとともに、いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを児童生徒に伝え、指導しておきましょう。その上で、相談方法や相談窓口を児童生徒や家庭、地域に効果的に周知しましょう。

【各学校の相談方法や相談窓口の周知方法（「いじめにかかわる学校訪問H23. 9月」より）

※複数回答アリ	小学校 (374校)	中学校 (186校)	高等学校 (105校)	特別支援学校 (20校)
学校要覧への掲載	89	45	28	0
全校集会での周知	308	151	74	6
学校便りへの掲載	285	147	45	11
その他（学年・学級通信、PTAの集まりなど）	142	59	52	13

【各学校の相談方法や相談窓口の工夫（「いじめにかかわる学校訪問H23. 9月」より）】

- 学級担任でなくても、話しやすい教職員などどの先生にも、どこにでも相談できるようにしている。
- 秘密を厳守しながら対応することを約束している。
- 学校便りなどに、相談窓口や相談方法を掲載するとともに、学校の電話番号やメールアドレスを記載し、様々な方法での相談を可能にしている。
- 関係機関（市町村や警察の相談機関等）への相談方法を記載し、児童生徒や家庭から直接相談することを可能にしている。
- 児童生徒を通じて家庭に配布するだけでなく、参観日やPTAの集まり、地区懇談会などで伝えている。
- 市町村教育委員会など関係機関が回覧板などで直接、地域の皆さんに周知している。

《相談窓口周知の例》

【S小学校】

【N小学校】→

**こまったことがあったら そうだんを！**

もしも・・・こまった日、やなんだりしたときには、  
 忘れずに伝えてみよう。

きっと、そうだんにのってくれるよ。

担任の先生、学年の先生、相談室の先生、ごぼうの学期の先生、  
 保健室や図書館の先生でもいいよ。

S小学校の先生なら、どの先生でもOKです。

**そうだんにのります。**  
**わたしは** **です。**

**ひとりで**  
**なやまないでね**

かなしいこと  
 つらいこと  
 きになつていふこと  
 きいてもらいたいこと

いつでもそうだんしてね

相談室  
 保健室  
 職員室  
 校長室  
 担任の先生  
 学校の先生だれとでも